

多賀町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多賀町立図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌の費用を個人、企業、商店および団体等が負担し、当該雑誌を広告媒体として活用する多賀町立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサーの資格)

第2条 雑誌スポンサー制度を利用する者（以下「雑誌スポンサー」という。）は、個人、企業、商店および団体等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（雑誌スポンサーの期間中にこれらに該当するに至った場合を含む。）は、雑誌スポンサーとなることができない。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生または更生手続中の者
- (2) 多賀町の入札参加資格において指名停止措置を受けている者
- (3) 暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団または暴力団の構成員その他これらに準ずる者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業等を営む者
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業を営む者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとなることが適当でないと教育長が認める者

(申込方法)

第3条 雑誌スポンサーになろうとする者は、多賀町立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 法人その他の団体は、前項に規定する申込書に会社概要（業種が分かるもの）を添付しなければならない。

3 雑誌スポンサーは、教育長が指定した雑誌リストの中から、提供雑誌を選定しなければならない。

4 同一の雑誌について複数の申込みがあったときは、原則として申込みの早い者を優先するものとする。

(決定および覚書の締結)

第4条 教育長は、雑誌スポンサーの可否を決定したときは、多賀町立図書館雑誌スポンサー制度決定（却下）通知書（様式第2号）にて通知する。

2 前項の規定により決定の通知を受けた雑誌スポンサーは、覚書(様式第3号)を締結しなければならない。

(雑誌の納入および費用負担)

第5条 雑誌スポンサーは、教育長が指定する図書館へ雑誌を納入する業者(以下「納入業者」という。)の請求に基づいて、第1条に規定する提供雑誌の購入費用を納入業者へ直接支払わなければならない。

2 前項に規定する費用の支払は、雑誌スポンサーの期間中に発行される雑誌の購入費用の総額を一括先払いとする。

3 雑誌スポンサーは、提供雑誌の増刊号および特別号等が出版された場合または価格変動等により過不足が生じた場合は、当該年度の3月31日までに精算しなければならない。

4 振込手数料等支払に必要な一切の経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

5 提供雑誌が休刊または廃刊となった場合は、当該最終号の貸出解禁日をもって前条第2項に規定する覚書は終了するものとする。ただし、教育長と協議の上、別の雑誌の雑誌スポンサーに切り替えることができるものとする。

6 提供雑誌は、納入業者が図書館へ直接納入するものとする。

7 教育長は、前項の規定により納入された提供雑誌の配架位置を決定するものとする。

(雑誌の所有権等)

第6条 提供雑誌の所有権は、町に帰属する。

2 提供雑誌の保存年限および保存期限終了後の取扱いについては、教育長が別に定める。

3 提供雑誌の受入れ事務は、図書館が行う。

(雑誌スポンサーの取消し)

第7条 教育長は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの期間中であっても、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。この場合において、雑誌スポンサーに損害が発生しても、町はその賠償の責めを負わないものとする。

(1) 提供する雑誌の購入費用を長期間納入しないと納入業者から連絡があったとき。

(2) 多賀町立図書館雑誌スポンサー申込書に記載した内容に瑕疵または虚偽が判明したとき。

(3) 雑誌スポンサー決定後、第2条第2項に該当したとき。

2 教育長は、前項各号の規定により雑誌スポンサーの決定を取り消したときは、

多賀町立図書館雑誌スポンサー取消通知書（様式第4号）により当該雑誌スポンサーに通知するものとする。

3 第4条第2項に規定する覚書は、雑誌スポンサーの決定を取り消した日をもって終了するものとする。

4 既に納入されている雑誌は、返還しない。

5 雑誌スポンサーの決定を取り消された者は、雑誌スポンサーの決定を取り消した日の属する年度の3月31日まで、雑誌スポンサーの決定を取り消した後に刊行される雑誌スポンサーの決定を取り消された者が提供する予定であった雑誌についても、図書館へ提供しなければならない。

（スポンサー名の掲載）

第8条 教育長は、提供雑誌の最新号のカバーの表面に雑誌スポンサー名を掲載するものとする。ただし、雑誌スポンサーの申出により匿名とすることができる。

2 前項の規定による雑誌スポンサー名の掲載は、たて4センチメートル、横13センチメートル以内の大きさで地色はクリーム色、文字は黒とし、雑誌タイトル等にかからない位置とする。

（広告の掲載）

第9条 教育長は、提供雑誌の配架された書架に雑誌スポンサーが作成した片面印刷で、A4サイズ以内の広告を掲載することができる。

2 前項に規定する書架への広告の掲載を希望する雑誌スポンサーは、第3条に規定する申込書に掲載希望の広告案を添付しなければならない。

（広告の掲載内容）

第10条 前条第2項に規定する広告の記載内容は、町行政の公共性、品位、社会的信頼性等を損なうおそれがなく、かつ、利用者に不利益を与えないものとする。

2 教育長は、前項の規定による広告の掲載内容が次の各号のいずれかに該当または該当するおそれがあるときは、掲載しないことができる。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反しているもの
- (3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 虚偽であるものまたは誤解されるおそれのあるもの
- (6) 内容または責任の所在が不明確なもの
- (7) 意見広告（社会問題その他についての主義または主張に当たるもの）

- (8) 個人の氏名広告
 - (9) 他社製品との比較広告
 - (10) 社会的批判を招くおそれのあるもの
 - (11) 前各号に係るもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないとするもの
- (広告掲載期間等)

第11条 広告の掲載期間および雑誌の提供期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度の途中から雑誌スポンサーとなったときは、教育長が決定した日の属する月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、雑誌スポンサーの決定が1月から3月になる見込みのときは、雑誌スポンサーと協議により雑誌の提供を新年度の4月1日とすることができる。

3 期間満了の2か月前までに、教育長または雑誌スポンサーのいずれかの解約の意思表示がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

4 雑誌スポンサーからの年度途中での解約は、認めない。

(雑誌スポンサーの責務)

第12条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負わなければならない。

(図書館利用カードの交付)

第13条 教育長は、雑誌スポンサーが希望する場合には、雑誌スポンサーの期間中に限り有効な図書館利用カードの交付することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

多賀町立図書館雑誌スポンサー申込書

年 月 日

多賀町教育委員会教育長 あて

(申込者)

住所

名称

代表者氏名

印

多賀町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

なお、雑誌費用の請求のため、この申込書の記載内容を多賀町指定の納入業者へ通知することを承諾します。

提供を希望する雑誌名		刊行形態	
		季刊 ・ 月刊 ・ 週刊 ・ その他 ()	
		季刊 ・ 月刊 ・ 週刊 ・ その他 ()	
		季刊 ・ 月刊 ・ 週刊 ・ その他 ()	
担当者連絡先	部署名		
	氏名		
	電話番号	F	
		A	
		X	
広告掲載および スポンサー名の公表	広告掲載を希望する		・ 広告掲載を希望しない
	スポンサー名を掲載する		・ 匿名を希望する
図書館広報 (広報たが・館内掲示・ ホームページ等)	掲載してもよい		・ 掲載を希望しない
添付書類	1 広告図案 2 会社概要等		

様

多賀町教育委員会
教育長

多賀町立図書館雑誌スポンサー決定（却下）通知書

多賀町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき、下記のとおり決定（却下）しましたので、通知します。

記

1 決定

(1) 広告掲出雑誌

	雑 誌 名
1	
2	
3	

(2)

指定納入業者

書 店 名	
所 在 地	
電 話	

2 却下の理由

覚 書

多賀町長（以下、「甲」という。）と （以下、「乙」という。）は、雑誌の寄贈等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

（寄贈雑誌）

第1条 甲は、乙から、次の雑誌の寄贈を受けるものとする。

雑誌名	発行形態	1冊の定価（税込）
		円
		円
		円

（雑誌購入費用の負担）

第2条 乙は、多賀町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第6条の規定に基づき、雑誌の購入費用を負担する。

（表示広告の内容）

第3条 甲は、実施要綱第8条および9条の規定に基づき、スポンサー名および広告を表示する。

2 広告は、乙が作成するものとし、乙が事前に甲と協議し、甲の審査を受けたものでなければならない。

（広告の期間）

第4条 甲が広告を表示する期間は、乙を雑誌スポンサーに決定した日の属する月の翌月から3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲乙いずれかの書面による本覚書の解約の意思表示がない場合は、従前の覚書と同一条件で更新したものとし、その後も同様とする。

2 雑誌スポンサーの期間が終了した雑誌の保存、廃棄等については、甲が別に定める。

（雑誌スポンサーの責務）

第5条 乙は、乙が作成した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、および広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立てまたは損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任および負担において解決するものとする。

（定めのない事項に関する疑義）

第6条 本覚書および実施要綱に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲および乙は実施要綱の趣旨に則り誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 住所

印

乙 住所

印

様

多賀町教育委員会
教育長

多賀町立図書館雑誌スポンサー取消通知書

年 月 日付で決定した多賀町立図書館雑誌スポンサーについて、下記の理由により決定を取り消したので通知します。

記

〔取消しの理由〕

- 提供する雑誌の代金を長期間納入しなかったため
- 多賀町立図書館雑誌スポンサー制度申込書の内容に瑕疵または虚偽が判明したため
- 多賀町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第2条第2項に該当するため
- その他（ ）